

## 半田市道路寄附採納基準

### (目 的)

- 1 この基準は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する道路以外の道路で、その敷地が私有地となっているものの寄附採納について、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

- 2 この基準において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路位置指定により築造したもの
  - (2) 上記以外で公共の用に供しているもの又は公共の用に供しようとするもの

### (寄附採納基準)

- 3 寄附しようとする道路は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - (1) 有効幅員が原則として 4 メートル以上であること。
  - (2) 起終点が法第 3 条に規定する道路に接続していること。
  - (3) 交差する部分には原則として隅切りを必要とするが、周囲の状況等で確保が困難と市長が認めた場合は、この限りでない。
  - (4) 境界がコンクリート杭又はこれに類する材料で明示されていること。
  - (5) 土地が分筆登記されているもの
  - (6) 土地に所有権以外の権利がついてないものただし、(1)又は(2)の基準に合致しないもので、次のいずれかに該当し、道路管理上市長が認めた場合は、採納することができるものとする。

ア 昭和 45 年 11 月 23 日以前に築造された道路（袋地状道路を含む。）で家屋の連たんがおおむね片側 60 パーセント以上ある場合

イ 道路位置指定により築造した道で、その形状が袋地状道路にあつては、道路位置指定が公告されて 5 年を経過しており、家屋の連たんがおおむね片側 60 パーセント以上ある場合

ウ 公共施設に接続する道路

エ 公道の拡幅

### (道路設置基準)

- 4 新しく道路を築造し、寄附しようとする場合は、その計画及び工事の実施についてあらかじめ市長の承認を受けるものとし、道路の構造は次のとおりとする。

ア 路面幅員

道路の延長

100 メートル以内

100 メートルを超え 150 メートル以内

150 メートルを超える場合

有効幅員

4 メートル以上

5 メートル以上

6 メートル以上

イ 形状は、申請道路の起終点が公道に接続するものとし、かつ勾配は、10 パーセント以

内としなければならない。ただし、歩行者道路等特殊道路についてはこの限りでない。  
ウ 交差する部分には原則として隅切りを必要とするが、水路又は堅強な建築物等が隣接しているときは、この限りでない。

エ 側溝が整備されていること。

(寄附採納申請)

- 5 道路を寄附しようとする者は、別記様式による寄附採納申請書に必要な書類を添付して申請するものとする。

(その他)

- 6 その他この基準の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、昭和 59 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

年 月 日

## 市道寄附採納申請書

半 田 市 長 殿

申請人 住 所  
氏 名  
連絡先

下記の土地を市道として寄附しますので、採納してください。

### 記

#### 1 寄附しようとする土地の表示

土地の所在及び地番

地 目

地 積

#### 2 道路の構造

道路の幅員 m

道路の延長 m

路面の状況

### 3 寄附しようとする条件

### 4 寄附しようとする理由

#### 添付図面等

位置図

公図

実測平面図

求積図

道路構造図（道路を築造する場合）

登記事項証明書

寄附採納同意書（利害関係者がある場合）

その他市が必要と認める書類